

## 平成 28 年 4 月採用の町職員を募集

職種	採用予定数	受験資格
一般事務	4 人程度	昭和 63 年 4 月 2 日以降生まれの高等学校以上卒業者
一般事務 (身体障がい者)	1 人程度	昭和 55 年 4 月 2 日以降生まれの高等学校以上卒業者 (※)
土木技師	1 人程度	昭和 60 年 4 月 2 日以降生まれの大学・高等専門学校の土木課程卒業者
保健師	2 人程度	昭和 60 年 4 月 2 日以降生まれの保健師免許取得者
保育士	3 人程度	昭和 60 年 4 月 2 日以降生まれの大学・短期大学・専門学校卒業者で、保育士資格取得者

(注) 卒業者には、平成 28 年 3 月までの卒業見込みの者を含む。また、取得者には平成 28 年 3 月までの取得見込みの者を含む。

※身体障害者手帳の交付を受けており、自力通勤と介護者なしの職務遂行が可能で、活字印刷文(教養試験など)、口頭試問(面接など)による出題に対応できる人



**第 1 次試験日・会場** 9 月 20 日(日)・町民会館

**出願方法** 受験申込書(人事秘書課窓口、郵送請求、町ホームページで入手可)を、8 月 3 日(月)～21 日(金)の平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分に役場 3 階の人事秘書課へ持参または郵送

**問い合わせ**

〒 470-0198 (住所不要) 東郷町役場人事秘書課  
人事係 ☎ 0561 (38) 3111 (内線 2344)

※詳細は町ホームページ参照。

平成 28 年 1 月から始まります。

### 社会保障・税番号制度 (マイナンバー制度)

マイナンバーとは、国民一人一人に割り当てられる 12 桁の個人番号のことをいいます。

平成 25 年 5 月に「マイナンバー法」が国会で成立し、住民票を有する全ての国民にマイナンバーが付番、通知されることになりました。

#### マイナンバー制度導入の効果

- ① 公平・公正な社会の実現
  - ② 国民の利便性の向上
  - ③ 行政の効率化
- の 3 つが主に期待されています。

#### マイナンバーの利用範囲

平成 28 年 1 月から、社会保障、税、災害対策の 3 分野の行政手続きで、法律で定められた事務に限って、利用されます。

なお、民間企業での従業員の健康保険、厚生年金などの加入、源泉徴収などの手続きにもマイナンバーが必要になります。

#### マイナンバーの交付

平成 27 年 10 月から、マイナンバーが書かれた「通知カード」が皆さんの住民票の住所に送付されます。(住民票の住所と異なる所に住んでいる人は、役場住民課で住所変更の届出をしてください)

マイナンバーは、原則、生涯変更されません。「通知カード」は大切に保管してください。

また、「個人番号カード」の交付希望者は、申請すれば、平成 28 年 1 月から交付が受けられます。

#### 今後のスケジュール

時期	事項
27 年 10 月 (順次)	通知カードの送付 (個人番号の配付)
28 年 1 月	行政手続きでマイナンバーの利用を開始 個人番号カードの交付開始(作成は任意)

#### 問い合わせ

マイナンバーコールセンター

☎ 0570 (20) 0178

※午前 9 時 30 分～午後 5 時 30 分(土日、祝日、年末年始を除く)

内閣官房 社会保障・税番号制度

ホームページ <http://www.cas.go.jp/>

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>